



2019年12月20日

各 位

会 社 名 豊商事株式会社  
代表者名 代表取締役社長 安成 政文  
(コード番号：8747、J A S D A Q)  
問合せ先 専務取締役管理本部長 多々良 孝之  
(TEL.03 - 3667 - 5211)

## 自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、2019年12月20日開催の取締役会において、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 買付け等の目的

当社は、1957年1月、福岡市天神町において商品先物取引業を事業目的とする会社として創業いたしました。1961年12月には本社を東京都中央区に移転し、1995年11月には当社普通株式を日本証券業協会が運営する店頭市場（J A S D A Q市場）に登録いたしました。その後、J A S D A Q市場は2004年12月に株式会社ジャスダック証券取引所に改組され、また、2008年12月に行われた大阪証券取引所によるジャスダック証券取引所の子会社化及び2013年7月に行われた東京証券取引所と大阪証券取引所の統合等に伴い、現在は東京証券取引所J A S D A Q（スタンダード）市場に上場しております。当社は、証券、為替、商品先物の3分野を網羅した総合金融サービス企業であり、設立以来、「お客様第一主義」を実践することで事業拡大を続け、総合金融サービスを提供する「金融商品のデパート」へと進化を遂げてまいりました。

当社は、従前より株主の皆様への長期的利益還元を重要な課題であると考え、業績に応じた配当にて株主の皆様への利益還元を実施すべく、税引後当期純利益から法人税等調整額の影響を除いた当期純利益に対する30%を配当することを基本方針としており、2019年3月期は1株当たり20円の配当を実施いたしました。

また、当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策として自己株式の取得を行っており、具体的には、2015年3月6日開催の取締役会の決議に基づき、2015年5月15日から2016年3月3日の間に、東京証券取引所における市場買付けの方法により115,700株（取得当時の所有割合（注1）1.42%）を56,588,400円で、2016年9月8日開催の取締役会の決議に基づき、2016年9月14日から2017年6月23日の間に、東京証券取引所における市場買付け（自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付けを含む。）の方法により87,400株（取得当時の所有割合1.05%）を35,095,000円で、それぞれ取得しております。なお、当社は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

（注1）「取得当時の所有割合」とは、 に関しては、当社が2016年2月15日に公表した「第60期第3四半期報告書」に記載された2015年12月31日現在の当社の発行済株式総数（8,897,472株）から同日現在当社が所有する自己株式728,909株を控除した株式数である8,168,563株に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいい、 に関しては、当社が2017年6月29日に公表した「第61期有価証券報告書」に記載された2017年3月31日現在の当社の発行済株式総数（8,897,472株）から同日現在当社が所有する自己株式534,601株を控除した株式数である8,362,871株に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。

当社の筆頭株主であるEVOLUTION JAPAN株式会社（以下「EVOLUTION JAPAN」といいます。）は、Michael Lerch氏（以下「ラーチ氏」といいます。）が創設者であり且つ最高経営責任者を務める日本株投資運用業務を主軸とした米国金融グループ Evolution Financial Group傘下の日本法人であり、2015年10月13日にあかつきフィナンシャルグループ株式会社から当社普通株式2,419,000株（所有割合（注2）29.08%）を、同月16日に当社普通株式に関するEVOLUTION JAPANの共同所有者であったエボファンド（Evo Fund）（投資事業を目的とするケイマン諸島法人で、ラーチ氏ほか1名が同法人の代表者です。）から当社普通株式233,200株（所有割合2.80%）を譲り受け、2019年9月30日現在、当社普通株式を2,652,200株（所有割合31.88%）保有しております。また、2016年2月29日にEVOLUTION JAPANが提出した変更報告書No. 2によれば、その保有目的は純投資とされています。

（注2）「所有割合」とは、当社が2019年11月11日に公表した「第64期第2四半期報告書」に記載された2019年9月30日現在の当社の発行済株式総数（8,897,472株）から同日現在当社が所有する自己株式578,129株を控除した株式数8,319,343株に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいい、以下同じとします。

当社は、EVOLUTION JAPANとの間で当社の企業価値及び株主価値の向上に向けた経営方針について継続的に協議を行うとともに、2017年11月にEVOLUTION JAPANから商品先物取引事業を譲り受けるなど、筆頭株主であるEVOLUTION JAPANとの間で当社の企業価値向上に向け協力的・友好的な関係を構築してまいりました。

そのような中で、当社は、2018年10月上旬、EVOLUTION JAPANより、同社が保有する当社普通株式を当社が自己株式として取得することの打診がありました。それ以降、当社は、EVOLUTION JAPANとの間で、EVOLUTION JAPANが保有する当社普通株式の取扱いを含め、当社の経営方針や資本構成について継続的に協議を重ねてまいりました。

そして、当社は、2019年8月中旬、今後の当社の経営基盤の安定性や、仮にEVOLUTION JAPANが当社普通株式を市場で売却することを試みた場合に当社普通株式の流動性及び市場価格に与え得る影響等を考慮し、EVOLUTION JAPANが保有する当社普通株式を自己株式として取得することについて、外部アドバイザーを起用の上、具体的な検討を開始いたしました。このような検討の結果として、当社は、2019年9月上旬、EVOLUTION JAPANが保有する当社普通株式を当社が自己株式として取得することは、自己資本の圧縮により当社の1株当たり当期純利益（EPS）の向上や自己資本当期純利益率（ROE）等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元につながるものと判断いたしました。

当社は、以上の判断を踏まえ、2019年9月中旬、ラーチ氏に対し、自己株式の取得を念頭において、その具体的な手法や買取価格その他の条件について協議したい旨の意向を表明いたしました。そして、当社は、ラーチ氏と2019年10月2日と同年11月6日に面談し、ラーチ氏から、かかる協議の中で、当社が自己株公開買付けを実施した場合にはEVOLUTION JAPANはこれに応募する旨の意向の表明を受けました。当社としても、自己株式の具体的な取得方法については、株主間の平等性及び取引の透明性の観点から、公開買付けの手法が最も適切であると判断いたしました。

また、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）は、当社が上場会社であることに鑑み、市場株価を基礎としてラーチ氏と協議を行い、その結果、550円としております。当該金額は、本公開買付けの実施を決議した取締役会決議日である2019年12月20日の前営業日（同年12月19日）の当社普通株式の終値572円から3.85%のディスカウント（小数点以下第三位を四捨五入）同日までの過去1ヵ月間の当社普通株式の終値の単純平均値534円（円未満を四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じとします。）に対して3.00%のプレミアム（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム率の計算において同じとします。）同日までの過去3ヵ月間の当社普通株式の終値の単純平均値513円に対して7.21%のプレミアム、同日までの過去6ヵ月間の当社普通株式の終値の単純平均値504円に対して9.13%のプレミアムを付した価格となります。

当社は、本公開買付け価格を550円と決定するにあたり、当社から独立した第三者算定機関である株式会社TMAC（以下「TMAC」といいます。）より、当社普通株式の株式価値に関する株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）を取得しております（本株式価値算定書の概要については、下記「3. 買付け等の概要」の「(3)買付け等の価格の算定根拠等」の「算定の基礎」をご参照ください。）。なお、当社は、TMACから、本公開買付け価格が財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）は取得していません。

また、本公開買付けにおける買付予定の上場株券等の数（以下「買付予定数」といいます。）については、ラーチ氏との協議の結果、2,545,455株（所有割合30.60%）に決定いたしました。その理由は、本公開買付けによる買付け等の価格の合計額を14億円程度とする旨の提案がラーチ氏からあり、当社としても、適正な自己資本比率を維持して財務の健全性及び安定性を確保する必要があるうえに、システムの更新等の将

来の投資の可能性も踏まえ、本公開買付けによる買付け等の価格の合計額を14億円程度とすることが適切であると判断したためです。本公開買付けに要する資金については、その全額を自己資金により充当する予定ですが、2019年9月30日現在における連結ベースの手元流動性（現金及び預金）は約55億円であり、買付資金に充当した後も、当社の手元流動性は十分に確保でき、さらに事業から生み出されるキャッシュ・フローも一定程度蓄積されると見込まれるため、当社の事業運営や財務の健全性及び安定性は今後も維持できるものと考えております。

以上を踏まえ、当社は2019年12月20日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、下記「2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容」の「(1)決議内容」に記載の内容で自己株式の取得を行うこと及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること、また本公開買付け価格を550円とすることを決議いたしました。

なお、当社は、2019年12月20日付でEVOLUTION JAPANとの間で、当社が本公開買付けを実施した場合には、EVOLUTION JAPANが保有する当社普通株式の全てである2,652,200株（所有割合31.88%）を本公開買付けに応募することを内容とする公開買付け応募契約書（以下「本応募契約」といいます。）を締結しております。本応募契約においては、当社の表明及び保証（注3）の全てが本応募契約の締結日及び本公開買付けの開始日において真実かつ正確であり、かつEVOLUTION JAPANによる応募の実行日及び本公開買付けの決済日において真実かつ正確であることが合理的に見込まれること、当社が本応募契約に定める自己の義務（注4）に重要な点において違反していないこと、当社がEVOLUTION JAPANに対し、当社の関係株主（創業家株主その他の特定の株主をいいます。以下同じ。）が本公開買付けに応募しないことに合意していることを示す書面を提供していること、及び当社の株主であるメインバンクの各行における本公開買付けへの応募に関する意向をEVOLUTION JAPANに共有しており、その内容が本公開買付けに関する当社とEVOLUTION JAPANとの間の協議に照らしてEVOLUTION JAPANが合理的に満足する内容であることを、EVOLUTION JAPANによる応募の前提条件としております（なお、EVOLUTION JAPANは、その任意の裁量により、当該前提条件の全部又は一部を書面により放棄することが可能です。）。

（注3）本応募契約においては、当社の表明保証事項として、(1)本応募契約の締結及び履行に必要な授權、(2)法令等との抵触の不存在、(3)当社が、関係株主との合意に係る書面をEVOLUTION JAPANに提供していること、(4)当社が、当社の株主であるメインバンクの本公開買付けへの応募に関する意向をEVOLUTION JAPANに共有していること、並びに(5)当社、当社の役員及び従業員、並びに関係株主はいずれも、2019年9月1日以降、EVOLUTION JAPAN以外の第三者との間で、当社株式を対象とする公開買付け又は当社株式の譲渡その他の処分に関する検討、交渉その他の議論を行っていないことが規定されています。

（注4）本応募契約において、当社は、(1)本公開買付けを実施する義務、(2)上記表明保証事項のいずれかが不実又は不正確であることが判明した場合又は当社が本応募契約に定める自己の義務のいずれかに違反した場合に、それに起因してEVOLUTION JAPANが被った損害及び費用を賠償又は補償する義務、(3)秘密保持義務等を負っております。

なお、本公開買付けにおいて応募された株券等の数の合計が買付予定数を上回った場合には、あん分比例の方式による買付けが行われる結果として、当社は上記2,652,200株のうちの一部の買付けを行うこととなりますが、このような場合には、EVOLUTION JAPANは、当社による買付け等が行われなかった一部の株式を引き続き保有する意向であるとのことです。

EVOLUTION JAPANは、本日現在、当社の主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社に該当しておりますが、本公開買付けに係る応募がなされた場合、当社の主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社に該当しないこととなり、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社に異動が生じる予定です。このような異動が生じた場合には、本公開買付けの結果と合わせて改めて公表いたします。

また、本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、現時点では未定です。

## 2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

### (1) 決議内容

株券等の種類	総数	取得価額の総額
普通株式	2,545,555株（上限）	1,400,055,250円（上限）

（注1）発行済株式総数 8,897,472株（2019年12月20日現在）

（注2）取得する株式の総数の所有割合 30.60%

(注3) 取得する期間 2019年12月23日(月曜日)から2020年1月27日(月曜日)まで

- (2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等  
該当事項はありません。

### 3. 買付け等の概要

#### (1) 日程等

取締役会決議	2019年12月20日(金曜日)
公開買付開始公告日	2019年12月23日(月曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス <a href="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/">http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/</a> )
公開買付届出書提出日	2019年12月23日(月曜日)
買付け等の期間	2019年12月23日(月曜日)から 2020年1月27日(月曜日)まで(20営業日)

#### (2) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金550円

#### (3) 買付け等の価格の算定根拠等

##### 算定の基礎

当社は、当社が上場会社であることに鑑み、市場株価を基礎としてラーチ氏と協議を行い、その結果、550円と決定いたしました。かかる決定をするにあたり、当社から独立した第三者算定機関であるTMACより、2019年12月20日付で本株式価値算定書を取得しております。なお、当社は、TMACから、本公開買付価格が財務の見地から公正である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)は取得していません。

本株式価値算定書においては、市場株価法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を採用し、株式価値算定を行っております。上記各手法において算定された当社株式の1株当たりの株式価値の範囲は、それぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法	504円から572円
類似会社比較法	634円から696円
DCF法	787円から877円

市場株価平均法では、本公開買付けの実施について公表した2019年12月20日の前営業日である2019年12月19日を基準日として、JASDAQ市場における当社株式の基準日終値572円、直近1ヶ月の終値の単純平均値534円(小数点以下を四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算について同じです。)、直近3ヶ月の終値の単純平均値513円及び直近6ヶ月の終値の単純平均値504円を基に、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を504円から572円までと分析しております。

類似会社比較法では、当社と事業内容及び事業規模が類似する上場会社の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて当社株式の株式価値を評価し、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を634円から696円までと分析しております。

DCF法では、当社から提出した2020年3月期の予算を、2020年3月期第2四半期の実績、当社への

インタビュー、一般に公開された情報等の諸要素を考慮して作成した当社の2020年3月期から2024年3月期までの5期分の収益予想を使用して、本公開買付けの実施について公表した2019年12月20日以降、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を算出し、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を787円から877円までと分析しております。なお、DCF法の算定の基礎とした予算については、大幅な増減益を見込んでおりません。また、当該予算は、本公開買付けの実行を前提としたものではありません。

なお、本公開買付け価格である550円は、本公開買付けの実施を決議した取締役会決議日である2019年12月20日の前営業日（同年12月19日）の当社普通株式の終値572円から3.85%のディスカウント（小数点以下第三位を四捨五入）、同日までの過去1ヵ月間の当社普通株式の終値の単純平均値534円（円未満を四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じとします。）に対して3.00%のプレミアム（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム率の計算において同じとします。）同日までの過去3ヵ月間の当社普通株式の終値の単純平均値513円に対して7.21%のプレミアム、同日までの過去6ヵ月間の当社普通株式の終値の単純平均値504円に対して9.13%のプレミアムを付した価格となります。

なお、当社は、2016年9月8日開催の当社取締役会決議に基づき、2016年9月14日から2017年6月23日の間に、東京証券取引所における市場買付け（自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付を含む。）により、総数87,400株、総額35,095,000円（総額を総数で除した1株当たりの単純平均株価は402円（円未満を四捨五入））で取得しており、当該1株当たりの単純平均株価402円と本公開買付け価格550円との間には148円の差異が生じております。これは市場買付けの取得価格は取得日の市場株価で決定されるところ、当該取得の時点以降における当社株式の市場株価の上昇（当該1株当たりの単純平均株価402円と比較して、本公開買付けの実施を決議した取締役会決議日である2019年12月20日の前営業日（同年12月19日）の当社普通株式の終値572円は42.29%、同日までの過去1ヵ月間の当社普通株式の終値の単純平均値534円は32.84%、同日までの過去3ヵ月間の当社普通株式の終値の単純平均値513円は27.61%、同日までの過去6ヵ月間の当社普通株式の終値の単純平均値504円は25.37%上昇しております。）に加え、本公開買付け価格には上記のとおりプレミアムが付されているためです。

#### 算定の経緯

当社は、EVOLUTION JAPAN との間で当社の企業価値及び株主価値の向上に向けた経営方針について継続的に協議を行うとともに、2017年11月にEVOLUTION JAPAN から商品先物取引事業を譲り受けるなど、筆頭株主であるEVOLUTION JAPAN との間で当社の企業価値向上に向け協力的・友好的な関係を構築してまいりました。

そのような中で、当社は、2018年10月上旬、EVOLUTION JAPAN より、同社が保有する当社普通株式を当社が自己株式として取得することの打診がありました。それ以降、当社は、EVOLUTION JAPAN との間で、EVOLUTION JAPAN が保有する当社普通株式の取扱いを含め、当社の経営方針や資本構成について継続的に協議を重ねてまいりました。

そして、当社は、2019年8月中旬、今後の当社の経営基盤の安定性や、仮にEVOLUTION JAPAN が当社普通株式を市場で売却することを試みた場合に当社普通株式の流動性及び市場価格に与え得る影響等を考慮し、EVOLUTION JAPAN が保有する当社普通株式を自己株式として取得することについて、外部アドバイザーを起用の上、具体的な検討を開始いたしました。このような検討の結果として、当社は、2019年9月上旬、EVOLUTION JAPAN が保有する当社普通株式を当社が自己株式として取得することは、自己資本の圧

縮により当社の1株当たり当期純利益（EPS）の向上や自己資本当期純利益率（ROE）等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元につながるものと判断いたしました。

当社は、以上の判断を踏まえ、2019年9月中旬、ラーチ氏に対し、自己株式の取得を念頭において、その具体的な手法や買取価格その他の条件について協議したい旨の意向を表明いたしました。そして、当社は、ラーチ氏と2019年10月2日と同年11月6日に面談し、ラーチ氏から、かかる協議の中で、当社が自己株公開買付けを実施した場合にはEVOLUTION JAPANはこれに応募する旨の意向の表明を受けました。当社としても、自己株式の具体的な取得方法については、株主間の平等性及び取引の透明性の観点から、公開買付けの手法が最も適切であると判断いたしました。

本公開買付価格は、当社が上場会社であることに鑑み、市場株価を基礎としてラーチ氏と協議を行い、その結果、550円としておりますが、当社は、本公開買付価格を550円と決定するにあたり、当社から独立した第三者算定機関であるTMACより、本株式価値算定書を取得しております（本株式価値算定書の概要については、上記「算定の基礎」をご参照ください。）。なお、当社は、TMACから、本公開買付価格が財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

本公開買付価格は、本株式価値算定書における市場株価平均法に基づく算定の結果の範囲を上回るものの、類似会社比較法及びDCF法に基づく算定の結果の範囲をいずれも下回ることから、当社は、本公開買付価格は当社の企業価値に照らして会社財産を不当に多く流出させるものではなく、当社株式1株当たりの買付価格として合理性を有すると判断いたしました。

当社は、以上の検討を経て、2019年12月20日開催の取締役会において、本公開買付価格を550円とすることを決議いたしました。

#### （4）買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	2,545,455（株）	-（株）	2,545,455（株）

（注1）本公開買付けに応じて売付け等の申込みがなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数（2,545,455株）を超えない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数（2,545,455株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。）第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

（注2）単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手續に従い本公開買付けに係る買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買取ることがあります。

#### （5）買付け等に要する資金

1,409,000,250円

（注）買付予定数（2,545,455株）を全て買い付けた場合の買付代金に、買付手数料及びその他費用（本公開買付けに関する公開買付開始公告についてのお知らせ掲載費及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用）の見積額を合計したものです。

## (6) 決済の方法

買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地  
三田証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町3番11号

### 決済の開始日

2020年2月19日(水曜日)

### 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方(以下「応募株主等」といいます。)(外国の居住者である株主(法人株主を含みます。以下「外国人株主等」といいます。))の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付代金より適用ある源泉徴収税額(注)を差し引いた金額を決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受けをした応募株主等の口座へお支払いします。

### (注) 公開買付けにより買い付けられた株式に対する課税関係について

税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

#### 日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者である個人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額(連結法人の場合には連結個別資本金等の額)のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額は配当所得とみなして課税されます。当該配当所得とみなされる金額については、原則として20.315%(所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税5%)の額が源泉徴収されます。但し、租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号。その後の改正を含みます。)第4条の6の2第12項に規定する大口株主等(以下「大口株主等」といいます。)に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。

交付を受ける金銭の額のうち上記以外の金額については、株式等の譲渡所得等に係る収入金額として、取得費等との差額は原則として申告分離課税の適用対象となります。

#### 国内に恒久的施設を有しない非居住者である個人株主の場合

配当所得とみなされる金額については、原則として15.315%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。但し、大口株主等に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。

#### 法人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額(連結法人の場合には連結個別資本金等の額)のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、

当該超過部分の金額は配当とみなされ、原則として 15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

なお、外国人株主等のうち、適用のある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主等は、公開買付代理人に対して 2020 年 1 月 27 日（月曜日）までに租税条約に関する届出書をご提出ください。

#### (7) その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から、本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けに応募する方（外国人株主等の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）

当社は、2019 年 12 月 20 日付で、EVOLUTION JAPAN との間で、EVOLUTION JAPAN が所有する当社普通株式の全てである 2,652,200 株（所有割合 31.88%）を本公開買付けに応募することを内容とする本応募契約を締結しております。その内容の詳細については前記「1. 買付け等の目的」をご参照ください。なお、本公開買付けにおいて応募された株券等の数の合計が買付予定数を上回った場合には、あん分比例の方式による買付けが行われる結果として、当社は上記 2,652,200 株のうちの一部の買付けを行うこととなりますが、このような場合には、EVOLUTION JAPAN は、当社による買付け等が行われなかった一部の株式を引き続き所有する意向であるとのこととす。

（ご参考）2019 年 12 月 20 日現在の自己株式の保有状況

発行済株式総数（自己株式を除く）	8,319,343 株
自己株式数	578,129 株

(注) 自己株式数には、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託 ( JESOP )」制度及び業績連動型株式報酬「株式給付信託 ( BBT )」制度の信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社 ( 信託 E 口 ) が保有する当社株式 303,200 株が含まれておりません。

以 上